

## 訴えの提起について（誤支給出産育児一時金の返還請求）

### 1 概要

市が誤って支給した出産育児一時金のうち250,000円の返還請求。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 債 務 者         | 住所 浜松市南区<br>氏名 A氏                                   |
| (2) 支払督促申立日       | 平成 29 年 12 月 11 日                                   |
| (3) 異 議 申 立 日     | 平成 30 年 1 月 9 日                                     |
| (4) 債 権 金 額       | 250,000 円及び遅延損害金（年利 5 %）                            |
| (5) 経 緯           |   |
| 平成 23 年 3 月 18 日  | 出産育児一時金を誤振り込み（本来支払うべきものに加えて別人への給付金を振り込んだもの）。        |
| 平成 23 年 3 月 22 日  | 債務者に返還を求め返還の承諾書の提出を依頼                               |
| 平成 23 年 5 月 26 日  | 自宅訪問し返還の承諾書の提出を受ける                                  |
| 平成 23 年 6 月 17 日  | 返還がされなかったため、債務者へ返還請求書及び納入通知書を送付                     |
| 平成 23 年 7 月 19 日  | 債務者へ督促状を送付  |
| 平成 24 年 1 月 20 日  | 月 1 万円ずつの分納誓約書取り付け                                  |
| 平成 24 年 6 月 4 日   | 初めて納付あり（1 万円）。平成 26 年 7、9、10、11 月と計 5 万円の納付、以後納付無し。 |
| 平成 29 年 4 月 1 日   | 収納対策課に債権回収を移管                                       |
| 平成 29 年 12 月 11 日 | 浜松簡易裁判所へ支払督促申立                                      |
| 平成 29 年 12 月 22 日 | 浜松簡易裁判所より、支払督促を発付                                   |
| 平成 30 年 1 月 9 日   | 債務者より異議申し立て   |
| 平成 30 年 3 月 1 日   | 第 1 回口頭弁論（予定）                                       |

### 2 今後の対応

A氏から支払督促申立に対する異議申立があったことから民事訴訟法第395条の規定により、支払督促申立日の平成29年12月11日に浜松市が訴えの提起をしたものとみなされる。この訴えの提起は、地方自治法第180条第1項の規定により定めた「市長の専決処分事項の指定について」の5訴訟物の価額が300万円以下の訴えの提起に関する事に該当することから専決処分し、誤支給出産育児一時金の返納金の支払いを命ずる判決を求めていく。

※民事訴訟法抄

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。